



鳥取県公報

令和3年10月19日（火）
号外第92号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任 (17) 2 衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所 (18) 2 衆議院議員総選挙における投票用紙の様式 (19) 2 衆議院議員総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (20) 4 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじ を行う日時等 (21) 4 衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等 (22) 5 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじ を行う日時等 (23) 5 衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の日時等 (24) 5 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任 (25) 6 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長が事務を行う場所 (26) 6 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式 (27) 6 最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合の投票用紙の様式 (28) 7 最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印 (29) 8 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等 (30) 8
◇ 衆議院小選挙区鳥取県第1区選挙長告示	衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 8
◇ 衆議院小選挙区鳥取県第2区選挙長告示	衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 9
◇ 衆議院比例代表鳥取県分会選挙分会長告示	衆議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 9

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区

- | | | |
|---------------|-----------------|--------|
| (1) 選挙長 | 鳥取市浜坂三丁目5-10 | 大口 久志 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 鳥取市吉方町一丁目201-12 | 島田 真紀子 |

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区

- | | | |
|---------------|----------------|--------|
| (1) 選挙長 | 東伯郡琴浦町赤碕1971-2 | 藤村 実千子 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 東伯郡北栄町国坂219 | 齋尾 安広 |

3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------|
| (1) 選挙分会長 | 鳥取市浜坂三丁目5-10 | 大口 久志 |
| (2) 選挙分会長の職務代理者 | 鳥取市吉方町一丁目201-12 | 島田 真紀子 |

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙長又は選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長

米子市糞町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

3 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

(衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	 <p>第四十九回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 点 字 投 票 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>鳥取県</small> 選挙管理 委員会印 </div>		
<p>○ <small>ちゅうい</small> 注 意</p> <p>1 <small>こうほしやしめい</small> 候補者の氏名は、<small>らんない</small> 欄内に一人書くこと。</p> <p>2 <small>こうほしやものしめい</small> 候補者でない者の氏名は、<small>か</small> 書かないこと。</p>		

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	 <p>第四十九回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>鳥取県</small> 選挙管理 委員会印 </div>	
<p>○ <small>ちゅうい</small> 注 意</p> <p>1 <small>こうほしやしめい</small> 候補者の氏名は、<small>らんない</small> 欄内に一人書くこと。</p> <p>2 <small>こうほしやものしめい</small> 候補者でない者の氏名は、<small>か</small> 書かないこと。</p>	

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

<p>せいとう た せいじ 政党その他の政治</p> <p>だんたい めいしょうまた りやくしょう 団体の名称又は略称</p>		<p>点 字 投 票</p>
<p>第四十九回 衆議院</p> <p>比例代表選出議員選挙投票</p>		
<p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>		
<p>○ 注意</p> <p>せいとう た せいじ だんたい めいしょうまた りやくしょう 政党その他の政治団体の名称又は略称</p> <p>らんない ひと か は、欄内に一つ書くこと。</p>		

<p>せいとう た せいじ 政党その他の政治</p> <p>だんたい めいしょうまた りやくしょう 団体の名称又は略称</p>		<p>第四十九回 衆議院</p> <p>比例代表選出議員選挙投票</p>
<p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>		
<p>○ 注意</p> <p>せいとう た せいじ だんたい めいしょうまた りやくしょう 政党その他の政治団体の名称又は略称</p> <p>らんない ひと か は、欄内に一つ書くこと。</p>		

備考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるく

じを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和3年10月19日 午後6時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 日 時 令和3年10月19日 午後5時10分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 日 時 令和3年10月19日 午後5時10分
 - (2) 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 日 時 令和3年10月20日 午前9時
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和3年10月19日 午後5時50分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 令和3年11月2日 午後1時30分
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙会
 - (1) 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
 - (2) 日 時 令和3年11月2日 午後1時30分
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

(2) 日 時 令和3年11月2日 午後2時

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第15条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 審査分会長 鳥取市浜坂三丁目5-10 大口 久志
- 2 審査分会長の職務代理者 鳥取市吉方町一丁目201-12 島田 真紀子

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁においてその事務を行う。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

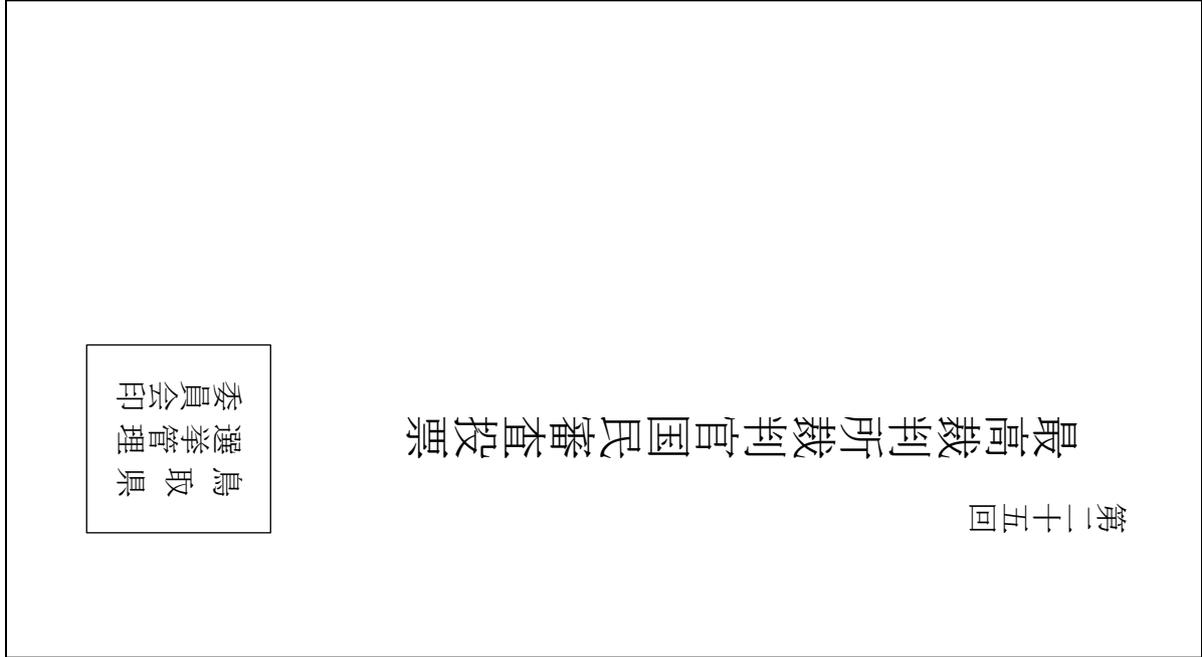
鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

(最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙)

表

											× を 書 く 欄	<p>ちゅう注</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。</p>
											裁判官の氏名	

裏



備考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込み式とする。
- 3 裁判官の氏名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第6条の規定に基づき、令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

(最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙)

点字投票	第二十五回 最高裁判所裁判官 国民審査投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
意	一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるとき	
注	は、その氏名を書くこと。	
	二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないと	
	きは、何も書かないこと。	

備考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 令和3年11月2日 午後2時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示**衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第1号**

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選

挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時10分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 藤 村 実 千 子

- 1 場 所 米子市柁町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時10分

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時20分